

## 桃丘小学校跡施設について

### 1 主な経過

平成22年12月	桃丘小学校跡施設への表現・文化活動支援施設の誘致に関する公募型プロポーザル実施
平成23年3月	桃丘小学校跡施設運営事業者に学校法人タイケン学園を交渉第一順位に決定
6月	桃丘小学校跡施設活用に関する事業に係る基本協定の締結
9月	普通財産（土地及び建物）賃貸借契約の締結
平成24年10月	タイケン学園から区に対する桃丘小学校跡施設（中野マンガ・アートコート）に係る事業報告書提出
平成25年10月	同上
平成26年4月	区からタイケン学園に対する桃丘小学校跡施設賃貸借契約期間満了通知の発出
10月	タイケン学園から区に対する桃丘小学校跡施設（中野マンガ・アートコート）に係る事業報告書提出
平成27年12月	区からタイケン学園に対し、借地借家法に基づく更新拒絶通知及びまちづくり事業の進展に伴う賃貸借契約解除通知の発出
平成28年3月	タイケン学園から区に対する権利継続の通知
8月	区からタイケン学園に対し、施設の無断転貸等を理由とする債務不履行による基本協定及び賃貸借契約解除通知の発出
10月	タイケン学園から区に対する賃借権確認請求訴訟提起
11月	区からタイケン学園等に対する土地建物明渡等請求訴訟提起
平成29年4月	タイケン学園等との和解成立
5月	桃丘小学校跡施設からタイケン学園等の退去

### 2 桃丘小学校跡施設の活用について

#### (1) 活用内容

文化芸術の持つ創造性を牽引力にして、まちの活性化を図っていくことを目的とし、特に、演劇、ダンス、お笑い、まんが・アニメ制作、音楽活動など、若い

世代の表現活動者や団体が育つ場とする。

(2) 普通財産（土地及び建物）賃貸借契約の内容

ア 賃貸借物件

桃丘小学校跡施設土地および建物

イ 賃貸借期間

平成 23 年 9 月 15 日～平成 28 年 9 月 14 日

ウ 賃料

月額 2,000 千円

(3) 表現・文化活動の主な実績

ア 教育・人材育成事業

『児童から高校生までのマンガ教室』『アニメクリエイターなどを育成するアニメとマンガの教室』『高校生、社会人の音楽レッスンを行うミュージック教室』などが実施され、3 年間で延べ約 1,200 人が学び、若い表現活動者の育成やアニメ産業への就職、アニメプロダクションへの斡旋等が行われていた。

イ 文化発信・支援事業

文化・芸術の活動・発信場所として、東京工芸大学芸術学部 7 学科の学生による作品展示や上映活動、若手アーティストの創作の場の提供、現代美術の作品展示等が行われていた。

ウ イベント事業

にぎわいフェスタ、なかのまちめぐり博覧会、鍋横商店街などの地域イベントへの参加などのまちの活性化への協力が行われていた。

3 土地建物明渡等請求訴訟にかかる支出と収入について

(1) 支出

ア 交渉委任契約着手金…14,040 千円

イ 訴訟等委任契約着手金…7,560 千円

ウ 訴訟費用等…1,283 千円

エ 訴訟等委任契約報酬金…54,000 千円

オ タイケン学園への解決金…3,000 千円

(2) 収入

タイケン学園による供託金及び供託金利息の還付金…13,067 千円